

飼料生産組織 **コントラクター、 TMRセンター※** の 人材確保・育成を支援します

令和8年度 第2回募集

- 飼料を購入して混合、配送のみしている法人は対象外です。
- 今回の募集は免許・資格の取得のみの募集となります(採用活動及び研修活動は除外)。

免許・資格の
取得をサポート

I 助成の内容

免許取得・資格取得支援

飼料生産組織が正社員の大型自動車免許、大型特殊自動車免許、中型自動車免許、けん引免許等の免許、農業機械整備技能士等の資格の取得費用を負担する場合の支援です。

①大型自動車免許、大型特殊自動車免許、中型自動車免許、けん引免許等の取得

入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代、検定料、卒業証明書交付手数料等が助成対象となります。

取得者1人につき 上限 **20** 万円

②農業機械整備技能士等の資格取得

講習会受講費、テキスト代、受検手数料等が助成対象となります。

取得者1人につき 上限 **1** 万円

II 主な要件

1 基本の要件

支援対象となる従業員は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 令和8年4月1日時点で55歳以下で、支援終了後も飼料生産業務を継続する意思を有すること。
- ② 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結し、事業終了までの間に3カ月以上の期間雇用すること。
- ③ 主に飼料の生産(当該飼料の加工・販売を含む。)に関する業務に従事すること。
- ④ 原則として飼料生産組織の代表者の親族(3親等以内)でないこと。
- ⑤ 1週間の所定労働時間が年間平均30時間以上であること。
(育児・介護短時間勤務や障がい者の場合は20時間以上で可)
- ⑥ 雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険に加入していること。

2 免許取得・資格取得支援の主な要件

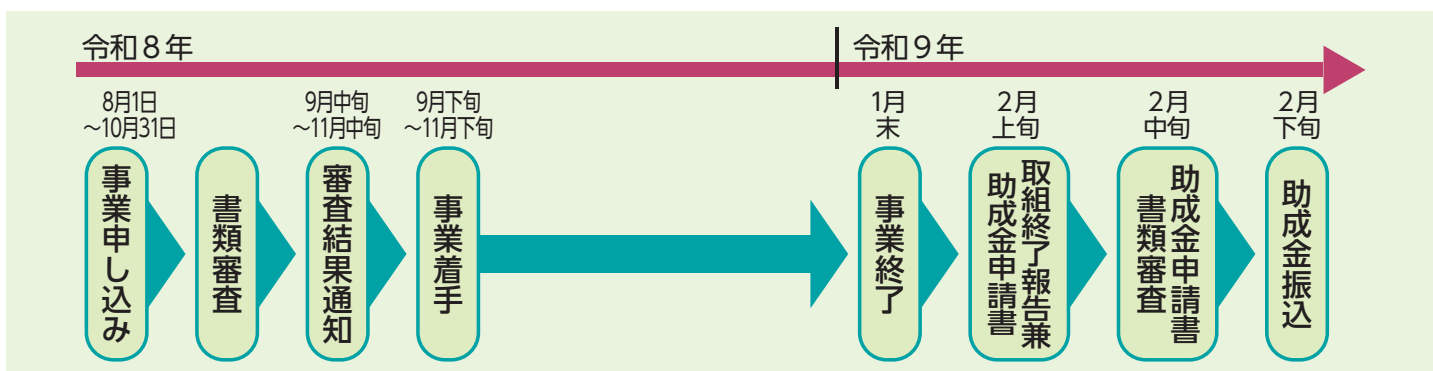
- ① 免許又は資格取得後3年以上は飼料生産作業に従事すること。
- ② 飼料生産組織がその費用を負担していること。
- ③ この免許又は資格の取得に関して国による他の事業の助成を受けていないこと。
- ④ この免許及び資格について取消処分等を受けたことがないこと。

Ⅲ 応募書類と事業の流れ

1 応募に必要な書類 ※詳細は必ず募集要領でも確認ください。

- (1) 事業参加申込書
 - 免許・資格の取得:取得計画、取得者の概要
(氏名、生年月日、社会保険の適用の有無、履歴書、免許・資格取り消し処分等の有無等)
- (2) 免許・資格取得者の履歴書
- (3) 環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)「チェックシート」
- (4) 就業規則(常時10人以上の従業員がいる場合)
- (5) 飼料生産を行っていることが確認できる書類

2 事業の大まかな流れ ※月ごとに審査を行います。



3 よくある質問と回答

問1 大型特殊やけん引の免許は農耕車限定と限定のないものの両方がありますが、いずれも対象となりますか。限定解除の試験はどうですか。

答 コントラクター等では飼料の生産・運搬・販売のため、農耕車限定と限定のないもののいずれも必要となる場合が考えられますので、いずれも助成対象となります。限定解除のための経費も助成対象です。

問2 農業機械整備技能士等とありますが、県知事認定の農業機械士の資格は支援対象となりますか。また、他には何が支援対象でしょうか。

答 本事業では県知事認定の農業機械士も支援対象となります。助成金申請書には知事の認定証と領収書を添付して下さい。その他の資格については個別にお問い合わせ下さい。

問3 免許や資格の取得への助成は、新たに正職員となった従業員だけですか？

答 免許や資格の取得への助成は、新たに正職員となった従業員だけでなく、令和7年4月1日より前に正社員であった55歳以下の者も対象となります。

4 応募方法等について

- (1) 応募方法等については、以下のHPよりご確認ください。
<https://www.nca.or.jp/support/farmers/siryo.html>
- (2) 申請先・申請方法については、下記あてに、原則電子メールで申請して下さい。
全国農業会議所 人材対策部 国産飼料増産対策事業担当
●申請メールアドレス: siryo@nca.or.jp
- (3) 本事業の要件、申請方法、その他事業の内容等に関する問い合わせは、下記の本事業専用電話にお願いします。
●問い合わせ窓口: 090-9725-3965 (窓口担当: (株) ジーステラ エンタープライズ)

